野田市会計事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月１６日

野田市長　　鈴　木　　有

野田市規則第５２号

# 野田市会計事務規則の一部を改正する規則

野田市会計事務規則（平成２５年野田市規則第１９号）の一部を次のように改正する。

第３２条中「第１２条の２の２０」を「第１２条の２の２０第１項」に改める。

第３３条の次に次の１条を加える。

（特定歳入等の収納）

第３３条の２　法第２４３条の２の７第２項に規定する特定歳入等は、地方自治法施行規則第１２条の２の２０第１項に規定する歳入等を除く全ての歳入等とする。

第７８条第１項第４号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附　則

この規則は、令和８年９月２４日から施行する。ただし、第７８条第１項第４号の改正規定は、令和８年１０月１日から施行する。